

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年5月9日（木）15:36～16:03
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事

<関係省庁>

菱田 泰弘	出入国在留管理庁在留管理課 課長
藤谷 聡	出入国在留管理庁政策課政策調整室 室長
永見 貴信	出入国在留管理庁在留管理課 補佐官
小林 健太	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐
土居 富裕	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐

<自治体等>

川畑 千	北海道経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業担当局長
中本 和弥	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室特区担当部長
久保田 研介	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室特区担当課長
七田 恒	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室調整担当課長
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長
村本 一博	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当部長
鈴木 彰	大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市担当課長
柏木 佑太	大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市グループ グループ長（課長補佐）
新井 美穂子	大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 課長

奥本 孝司	大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 担当課長代理
平野 慎也	福岡県商工部企業立地課 企画監
岡崎 敏治	福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当 課長
塩田 優一	福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 行政手続きの英語対応（出入国在留管理庁）
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「行政手続きの英語対応」で、北海道、札幌市、東京都、大阪府、大阪市、福岡県、福岡市、出入国在留管理庁、金融庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、出入国在留管理庁から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても、公開予定でございます。

進め方でございますけれども、まず、資料の説明を出入国在留管理庁から3分程度でお話しいただきまして、自治体の皆様方からは各1分程度、順番といたしましては、札幌市、大阪府、福岡市の順に、御発言をいただきたいと思います。その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「行政手続きの英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。

本件につきましては、3月22日に開催しました特区ワーキンググループヒアリングにおきまして、出入国管理庁から、在留資格申請に係る添付書類について、英語対応可能なものを明確化・周知するとともに、日本語訳が必要な部分の明確化について検討するという御回答をいただきましたことから、本日は、スケジュールも含めて、早期に実施するため

の具体的な対応案について、お示しいただきたいと思っております。

それでは、早速、出入国管理庁から、御説明をお願いいたします。

○菱田在留管理課長 皆様、出入国在留管理庁在留管理課長の菱田と申します。

本年3月の第1回ワーキンググループにおきまして御説明させていただきました行政手続の訳文添付の検討状況でございます。私から、配付の資料に基づいて、在留資格「経営・管理」における在留諸申請のときの提出資料の訳文要否について、説明させていただきます。

各資料の訳文の要否の説明の前に、前提として申し上げさせていただきますと、出入国管理及び難民認定法施行規則第62条に基づいて、今回の在留資格「経営・管理」に限らず、在留諸申請において外国語で作成された提出資料は、原則として、訳文の添付が義務付けられているところでございます。その上で、まず、初めに、本国家戦略特区ワーキンググループにおける一連の議論を踏まえまして、原則として日本語訳を求めないこととした資料について、御説明させていただきます。

資料の上段なのですけれども、パンフレット等、一般に英文で作成、配布されている資料のほか、在職証明書、雇用契約書などの専門用語を含まない定型的な文書につきましては、これまでも当庁において申請時に訳文の提出がなくとも訳文の追加提出を改めて求めない運用をしていた経緯もございますので、今回、試行的ではございますけれども、本国家戦略特区対象の地域においては、申請時点から訳文を不要として運用させていただくことを検討していきたいと考えております。なお、二つ目の○、「なお、以下のものは」というところで記載してあります、法定調書合計表、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書の写し、住民票の写し、法人の登記事項証明書、給与支払事務所等の開設届出書の写しといった、他の行政機関等が用いている様式や発行している資料につきましては、当初から、日本語で作成、発行されているものになりますので、こちらについても、当然訳文という話にはならないと考えております。以上が、在留資格「経営・管理」に係る在留申請手続において訳文の提出を不要とさせていただく資料になります。

続いて、現行の運用どおり、日本語訳を求める提出資料について、御説明いたします。詳細は、配付資料の下段、オレンジの部分、八つほど、記載があるのですけれども、前提としまして、「経営・管理」の在留資格における入国の場面やその他の在留中の期間更新も含めたときの提出書類になります。今回の検討対象としているものが入国の場面の在留資格認定証明書をということであれば、この八つの中で対象となるものは特定されてきます。ただ、その方の事業を法人化する・しないといった状況によってはこのあたりの資料が想定され得るという意味で、書かせていただいております。ここに書かせていただいた資料については、いずれも、定型的な様式を設けたものではなくて、申請者ごとに、起業予定の事業内容の専門性も高いことから、引き続き、訳文を御提出いただくことで、事業者の方々の事業計画等を正確に理解して適正かつ公平な審査につなげていきたいと考えております。前回のヒアリングのときにもお伝えしたのですけれども、この中で重要になっ

てくるものとしては、事業の立ち上げということでありますと、事業計画書の写しが重要になってくるところでございます。また、当庁においては、在留諸申請の審査処理期間が長期化している旨の御意見も多方面からいただいているところでございまして、円滑な審査体制の確保に向けて、現在、取組を進めているところでございます。本件につきましても、訳文を不要とした場合には、申請時の申請者の負担が軽減されるメリットはある一方で、審査過程において審査官の理解に時間を要するため、現状以上に審査処理が長期化することを懸念しているところでございます。ただし、本事業を御提案されました札幌市で提出資料の訳文作成に御協力いただけるということであれば、当庁としては、そういった点について特段差し支えはございませんので、実現に向けて積極的に御検討いただければと考えております。

当庁からの説明は、以上になります。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、出入国管理庁から示されました対応案に関しまして、各提案自治体から、御発言をお願いします。

まず、札幌市から、お願いします。

○中本特区担当部長　札幌市グリーントランスフォーメーション推進室、中本です。ありがとうございます。

このたびの入管庁の御対応によりまして、外国の方にとって英語で手続きができることの予見性が高まるという点で、大変ありがたいと考えてございます。

また、札幌市で計画してございます海外企業誘致に向けてのワンストップ窓口で常駐するコンシェルジュが、入管庁の取組と連携いたしまして、ビザの更新などにおいて通訳や申請のサポートをさせていただくことは可能であろうと考えてございます。

一方で、入国する際の手続など、市のワンストップ窓口が関与しづらい場面も当然あるかと思っております。先ほどもございましたとおり、事業計画書などで引き続き訳文が必要ということになりますと、前回のワーキングで御指摘もあった点かと思いますが、英語での手続の完結とは言えない側面も残るのかなと感じているところであります。

我々としても、引き続き現場のニーズを聞き取ってまいりたいと思いますので、今後も、機会を捉えて、より踏み込んで対応できることがないのかということを協議させていただく機会をいただけるとありがたいなと考えているところでございます。

札幌市からは、以上です。

○中川座長　次は、大阪府から、お願いします。

○鈴木国際金融都市担当課長　大阪府国際金融都市担当課長の鈴木でございます。本日は、ありがとうございます。

出入国在留管理庁におかれましては、前向きに御検討いただきまして、感謝を申し上げます。

お示しいただきました方向性につきましては、大筋で問題ないと思っております。

ただ、一方で、大阪府・市が求めていますことはグローバルスタンダードという観点でございまして、そこからすると、最大限、英語資料の提出のみで手続の完了が可能となるようにしていただけないかなということが、思いでございます。例えば、費用対効果の面はもちろんあると思うのですけれども、AI翻訳等を活用することで、訳文を必要としない資料の範囲をもう少し拡大していただけないかなと思っております。考え方としましては、試行的に、最大限訳文を必要としないとしつつ、提出された資料の内容によっては訳文の提出を求めるということもあるという手続にしてもらえないかなと思っております。

大阪府からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、福岡市から、お願いいたします。

○岡崎国際金融機能誘致担当課長 福岡市国際金融機能誘致担当の岡崎と申します。

在留資格につきましては、お示しされたとおりの方向性は理解するものの、なかなか今の体制で難しいところは承知していますが、定型的な文書以外につきましても将来的には訳文を不要とできるよう、例えば、特区指定自治体を所管する入管局の体制強化等を是非御検討いただければと思っております。

また、福岡市では、御承知のとおり、国家戦略特区を活用して、スタートアップビザを入管局の御協力も得ながら運用させていただいており、非常に円滑に福岡でスタートアップをされる外国人起業家の方の入国審査を行っていただいているところでございます。事業計画書は特段様式等は定めていないという御発言があったかと思いますが、福岡市のスタートアップビザでは事業計画書のフォーマットを作成しておりまして、当然、訳文が必要ということで、日本語で記載をお願いするのですけれども、書いていただく項目等は英語で表示させていただいております。訳文がどうしても必要になるにしても、申請者側の負担軽減を図るような措置を取っていただくとともに、審査をしていただく入管局におかれましても、少なくともここにはこういったことが記載されてあるというところは御理解いただけるので、よりスムーズな審査につながるのではないかと思います。少なくとも申請者の負担を軽減できるような一定のフォーマットの作成も検討していただければと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

自治体からの御発言は、以上でよろしいですかね。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 出入国管理の方、丁寧な説明をいただき、また、前向きな対応をいただきまして、ありがとうございます。

あえて、厳しいというか、もう少し期待を込めて申し上げますと、出入国管理の皆さん

も大変だと思いますが、特に「経営・管理」というビジネスの分野では英語対応がグローバルスタンダード。すぐには難しいということは重々承知していますが、国家戦略特区という制度の中で、英語完結の形で実証実験をするとか、そういう取組をお考えになっていただくことは可能ではありませんか。

審査の長期化とか、予算付け、審査官というか、審査システムの英語化、専門性等の様々な問題が大きいと思いますが、対応の仕方を民間や技術活用しながらできないのか、実現可能性について、お伺いしたいと思います。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いします。

○菱田在留管理課長 菅原委員、御質問をありがとうございます。

期待をいただいているところでございますけれども、英語対応は、我々も国際的な分野を担当する省庁として、少しでもしっかりとやっていきたいという気持ちはございますが、まず、今回の特区で、部分的ではございますけれども、定型的なものから訳文なしでやっていくという第一歩を踏み出ささせていただければと考えております。局所的に英語の得意な人を集めればできないこともないのかもしれないのですけれども、それを恒常的に続けていこうとなると、それなりの体制整備が必要だと思っておりますし、実際の業務の中でも、翻訳ソフトみたいなものも最近はかなり発達してきていますので、そういったものも今後は活用しながらやっていくのかなと考えております。いずれにしても、我々が申請者の事業の内容を正確に理解して初めて公正な審査ができるというところもあって、我々の力不足でしっかりとその内容が理解されないまま審査を誤ってしまうということはあると思いますので、もちろんそういった基礎的な力を付けることも含めて、御示唆のありましたシステムを活用したということも将来的には念頭に置かせていただいて、着実に進めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○中川座長 菅原委員、よろしいでしょうか。

○菅原委員 どうもありがとうございます。

事情は重々承知しているつもりです。ただ、これだけ、国際的に、特に自治体の皆様からのニーズもありますし、そのニーズは大きくなっていく方向に向かっているので、出入国管理庁としての対応はぜひスピード感を持ってやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方から、御発言はありますでしょうか。

私から、出入国在留管理庁に、御質問させてください。原則として日本語訳を求めないカテゴリーと求めるカテゴリーには、何か明確な基準があるのでしょうか。

○菱田在留管理課長 今回、原則として求めないと整理させていただいたものについては、基本的に内容的に専門用語があまり含まれていない傾向があって定型的な文書ということで、また、パンフレット等になりますと、もちろん専門的なことも書いてあるかもしれま

せんけれども、参照的に審査で使わせていただくようなこともあるので、今回、対象外とさせていただきます。説明資料の下に記載した訳を求めさせていただく資料については、申請者ごとに出てくる内容が様々なので、実際に見た上で必要があれば訳をまた求めるということもありなのかもしれないですけれども、それをやっているタイムラグが審査時間としてもったいないというところもございますので、今回は訳を求めさせていただくものとして下半分は残させていただきます。

○中川座長 分かりました。ひとまずそういう整理をされたということは理解したのですが、菅原委員から御事情を理解しながらも御発言がありましたように、ビジネスのグローバル化はすごく進んでいて、要は、窓口で英語対応ができないことによって日本のグローバル化がスタックしてしまうことは望ましいことではないので、できるだけ英語対応を進めるという努力は多分必要だと思うのです。取りあえずの整備としてこのような整理をされたということは理解するのですけれども、特区でこのような運用をしていただくということの評価しながら、できるだけ、下の部分、日本語で提出書類を求める分野につきまして、縮小していくような御努力を少し御検討いただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菱田在留管理課長 冒頭の説明の中でも申し上げたのですけれども、今回は「経営・管理」という在留資格で必要なものとして挙げさせていただいているのですけれども、説明資料の下が一番上、「管理者として雇用される場合」、すなわち、部長クラスで受け入れるような場合という日本で事業を立ち上げるというものではないものも含まれているので、たくさんあるように見えています。直近年度の決算文書の写しなどは事業が既に立ち上がっているところが前提の話なので、そうではなくて新規に立ち上げをするということであれば、主として事業計画書についてしっかりと我々が英語でどこまで読み解けるのかというところで、しっかりと将来的にはやっていけるようにということなのだろうと理解しています。

○中川座長 分かりました。

ほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。

この措置はいつやっていただけたらと思えばよろしいですか。

○菱田在留管理課長 本件については、本年度中には所要の措置を講じさせていただくことを考えております。

○中川座長 分かりました。本年度中とはおっしゃりながらも、できるだけ早くお願いしたいと思っております。

ほかの先生方、よろしいですか。

本日、出入国管理長から、本年度中をお尻にして、できるだけ早くやっていただけたらということをお示しいただいたと思っております。運用としてやっていただけたらとは思いますが、これを制度化するような形で、明確化をして周知をするということにつきまして、おっしゃっていただきましたように、できるだけ早期に実現するようにお願いいたし

ます。

本件に係る他省庁との当ワーキンググループのヒアリングでも申し上げましたが、菅原委員とのやりとりにもありましたように、昨年9月のニューヨークでの岸田総理のスピーチでは、最終的な目標としまして英語のみで行政対応が完結するような規制改革を行うという御発言を拝見しているわけです。それは、総理が言ったということだけではなくて、日本としては必須で必要なことだと、私どもも考えておりますので、最終的には、全て添付書類の日本語訳が不要となって、全ての手続が英語で完結できるように、引き続き御検討いただきたいと思います。取りあえず、そのスタートとして、今回、前向きな御提案をいただいたと受け止めておりますけれども、御提案いただいている自治体から様々な御提案や意見をいただいておりますので、引き続き、自治体のニーズを踏まえながら、岸田総理がおっしゃった全ての手続が英語で完結できるような制度を御検討いただけたらと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「行政手続きの英語対応」に關します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。